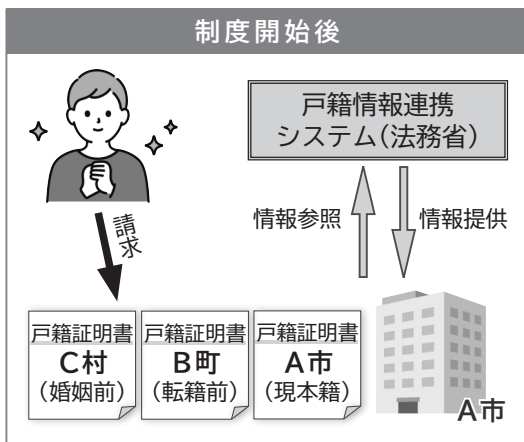
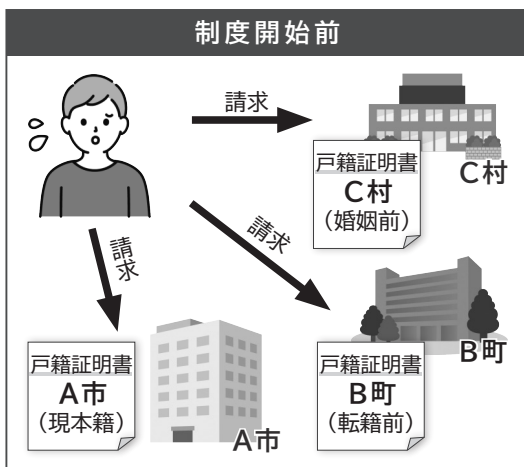


# 3月1日から始まります 戸籍証明書など広域交付制度

詳細 戸籍住民課  
☎ 381-1020



3月1日から広域交付制度が開始されます。これまで、本籍地の市町村役場で請求しなければならなかった戸籍証明書などが、この市町村役場でも請求できるようになります。

請求は、市町村役場の窓口で、本人など（本人・配偶者・父母・子・孫など）によるものに限定されており、郵送や代理人による請求はできません。また、窓口では本人確認

のため、顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）の提示が必要です。

請求の内容によっては照会作業などに時間を要するため、翌日以降の交付となる場合があります。

※一部事項証明書、個人事項証明書（戸籍抄本）のほか、コンピューター化されていない戸籍証明書などは請求できません

### 【広域交付窓口】

市役所本庁舎戸籍住民課（☎ 381-1020）  
市役所大麻出張所（☎ 382-4855）

※水道庁舎内証明交付窓口や市民交流施設証明交付窓口ではお受けできません



スマホ用電子証明書が  
コンビニ交付システム  
で利用できます

マイナンバーカードをお持ちで、スマホ用電子証明書に対応したスマートフォンを使用している方は、マイナンバーカードがなくてもスマートフォンで住民票などの証明書を取得できます。詳細はHPから▶▶



### マイナンバーカード申請サポート

申請に必要な顔写真を撮影し、申請書の記入をお手伝いします。無料。

【時間】 10:00 ~ 16:00 (予約不要)

【持ち物】 通知カードやこれまでに届いた申請書 (ある方のみ)

会場	2月実施日
市民会館	19(月)
中央公民館	18(日)・27(火)
野幌公民館	9(金)・15(木)
大麻公民館	16(金)・29(木)
市民交流施設 ぱらっと	13(火)・28(水)



### 顔認証マイナンバーカード (暗証番号不要なカード) がつくれます

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号の設定や管理に不安のある方の心理的な負担を軽減するため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書をを用いる際の本人確認を機器や目視による顔認証に限定して行うマイナンバーカードです。暗証番号の入力が必要なサービスは利用できなくなりますので、ご注意ください。



#### 【利用できるサービス】

本人確認書類としての利用、健康保険証としての利用（別に利用登録が必要）

#### 【利用できないサービス】

各種証明書のコンビニ交付、マイナポータル、オンライン手続きなど、暗証番号の入力が必要なサービス

#### 《手続き方法》

すでにマイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードを持参して窓口にお越しください

マイナンバーカードをこれから作る方

マイナンバーカードの受取時に、窓口で申し出てください

#### 《手続き場所》

市役所本庁舎戸籍住民課、市役所大麻出張所

# 国民年金保険料は 前納がお得です

【詳細】国保年金課 ☎381-10208  
新さっぽろ年金事務所 国民年金課  
☎892-9316

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、申請して前納（前払い）すると、納付忘れを防げるだけでなく、納付額が割り引きになりお得です。割引額は、納付方法や納付期間により異なります。左の表をご確認ください。

納付方法による保険料額の違い（令和5年度）		
通常の年間支払額 19万8,240円（月額1万6,520円）		
納付方法	口座振替納付	現金・クレジット納付
2年前納（※1）	2年間で16,100円割引	2年間で14,830円割引
1年前納	年間4,150円割引	年間3,520円割引
6カ月前納（※2）	年間2,260円割引	年間1,620円割引
当月末振替（早割）	年間600円割引	取り扱いなし

（※1）令和5年度と令和6年度の保険料額の合計  
（※2）4～9月分と10～翌年3月分をそれぞれ前納した場合

## 老齢基礎年金の増額ができます （付加保険料）

国民年金の定額保険料に加え、付加保険料月額400円を上乗せして納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額させることができます。

### ●申請できる方

国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）※国民年金基金に加入している方は、納付できません

### ●付加年金額

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます

### ●申請に必要なもの

基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの

- 納付方法と納付期間  
【納付書払い】任意の月から翌年度末または翌々年度末分【口座振替、クレジット納付】
- ①当月末（口座振替のみ）②6カ月（4～9月分、10～3月分）③1年（4～翌年3月分）④2年（4～翌々年3月分）のいずれか
- ※3月以降の申請は、年度途中からも前納できます
- 申請に必要なもの  
・基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの
- 申請方法  
上記の必要なものを持参して、市役所本庁舎国保年金課（4番窓口）または新さっぽろ年金事務所まで申請してください。
- 口座振替の場合は、預金通帳と届出印
- クレジット納付の場合は、クレジットカード
- 申請期限  
口座振替、クレジット納付で4月から前納する場合は、2月末が締め切りです。

あなたに合う支援プランを一緒に考えます！

## くらしサポートセンターえべつ

「人と話すことが苦手」「家賃が払えず、住む家を失いそう」「借金で生活が苦しい」「仕事に就いたことがなく、一歩を踏み出せない」「失業して仕事が見つからない」などの悩みを抱えていませんか？

くらしサポートセンターえべつでは、さまざまな事情による生活への不安や、家計が苦しいなどの生活の困り事について相談をお受けしています（生活保護受給中の方は除く）。相談内容に応じて、利用者一人一人にあった支援プランを作成し、自立へ向けた支援を行います。また、就労のためのより丁寧な支援が必要と認められた方は「しごとサポートセンターコクリ」を利用できます。

相談の内容はどのようなことでも構いません。まずは、電話・メール・ファクスでお問い合わせください。

錦町 14-87 総合社会福祉センター内  
平日 8:45～17:15 相談無料  
☎375-8987 ☎385-1236  
Eメール kurasapo@ebetsu-shyakyō.jp



## 能登半島地震災害義援金を受け付けています ※R6/12/27まで

お預かりした義援金は、被災地県に設置されている「災害義援金配分委員会」に送金され、全額が被災者へ配分されます。



▲詳細はHP

### 【受付方法】

- 窓口  
市役所本庁舎健康福祉部管理課（7番窓口）  
※月～金曜日の8:45～17:15（祝日を除く）
- 郵便振替  
口座番号：00150-7-325411  
口座名義：日赤令和6年能登半島地震災害義援金

### チャリティーボックス（募金箱）

を設置しています ※R6/3/31まで（延長の可能性あり）  
市役所本庁舎健康福祉部管理課（7番窓口）、市役所大麻出張所、市役所地下売店、水道庁舎、市立病院、市民交流施設証明交付窓口

【詳細】日本赤十字社江別市地区事務局  
（健康福祉部管理課内）☎381-1090